

第10回議会改革検討会議要旨

平成29年4月10日(月)

午前9時00分 委員会室

(開議9:00)

1 あいさつ

委員長

2 議 題

(1) ICT活用～会議録(編)について

村田康助委員

資料「議会改革度調査2013 ICT活用～会議録編～(早稲田大学マニフェスト研究所)」に基づき説明

《委員意見》

- ・実際に逗子市議会、横須賀市議会のホームページ(以下「HP」)映像をプロジェクトで映し出し、本市議会と比較
結果的には、検索システムに大きな差はないが、横須賀市議会の条件検索機能は良い。
また、横須賀市議会では常任委員会も映像中継。
- ・経費もあるが、市議会単体でHPを開設(予算化)できないか。また会議録の公開が遅いと言われているが、最短でどれぐらいでできるかを確認すべき。
- ・議決結果のみで、議決に至る過程を伝えていないため、なかなか市民の議会への意識、参加ができない。費用の問題もあるが、議会の議論内容、経過をしっかりと伝える方法を検討することが必要。
- ・ICTの活用は、ネットを通じて、議会の活動やその過程を市民に報告し、意見を伺うことで、市議会や市民力を上げることが目的にある。政策立案に繋げる議会としての大きな役割もある。他市と比べて、本市議会HPは、動画やイラストが少なく、見る人を引き付けるものがない。解決には、しっかりと予算取りし、市議会のキャッチフレーズを設ける、文字の大きさ、デザインなど見やすくするなどの工夫が必要。
- ・コミュニケーションとして双方向のシステムをどう作るか。検索機能に見る側の意思が反映されていない。発言は検索できるがその前後の見方がわかりにくいいため、それがスムーズに検索できるようなシステム変更を望む。

(2) ICT(タブレット端末等)活用調査結果について

村田康助委員

資料「PC・タブレット端末の議会導入に関する現状調査」集計結果(早稲田大学マニフェスト研究所)に基づき説明

《委員意見》

- ・議論すべきは、本会議に電子端末を持ち込むのか。一般質問で映像、写真、資料を映写するシステムをどうするか。議員の質問内容を濃くするためにどうするかを検討すべき。
- ・以前の議会運営委員会の検討で、タブレット導入も検討されたのか?
⇒安城市に導入している業者の事例発表会に行った。近々にICT研修を実施する。
- ・タブレット端末の可能性と発表会参加者の導入に対する意見は?
⇒今後はタブレットが必要になる。必要性、利便性を感じないと動かない。
執行部側も導入を検討しているのか、情報をキャッチする必要がある。
⇒ペーパーレス化もあるが、質(レベル)を上げ、分かりやすくするために、見える化が第一。タブレットの機能として、付箋やメモも可能。議場での活用だけに限らず、個々の議員活動、議会報告会等色々な活用ができる。

この導入検討は議会だけでは意味がない。行政と一緒に検討する必要がある。執行

部側もタブレットで同じデータを見て共有し、それを市民がテレビやHPで見て共有してもらえれば使い方が良い。

4月24日(月)10時から全議員対象に、ICT研修を実施する。なお現状、議員は執行部側から貸与されたPC機器を使用。せめて議会予算で購入し管理すべき。
⇒鳥羽市では、政務調査費で購入。田原市も導入しているが、従来の紙の方が見やすいとの意見があり、思うように紙が減らない状況。全員が対応(活用)できることが大きな検討課題と感じる。

⇒早く導入すべき。ただ機器があっても中身がなければ意味がない。いつ、どこでも過去の議事録やテーマごとの検索できるシステムが必要。

なお、他議会ではタブレット端末を個人で準備して、管理費を按分している例がある。線引きし、負担をどうするか検討する必要がある。

(3) その他

次回開催 4月17日(月)午前9時～

4月24日(月)午後3時～

【今後の日程(案)】

今後は、資料を基に、基本条例の具体的な見直し検討に入る。

この資料は、始めに情報共有、住民参加、機能強化で特徴のある先進5市町(滝沢市、会津若松市、芽室町、栗山町、福島町)との比較一覧表。次に本市の基本条例を条文ごとに先進地の特徴を列記と条文の最後に本市議会にない規定も列記。次に、先進地の条例全文が添付してある。

この基礎資料及びその他の先進事例をもとに検討いただきたい。

[目標]

～6月末 関連する改正条例等の見直し(素案)作成

7月 有識者からの助言、全員協議会で合意

8月 パブリックコメント、市民説明会開催

9月 9月議会で改正条例(案)の上程

6月末の見直し(素案)に対し助言を求めるため、地方自治法第100条の2「専門的知見を活用」の規定に基づき、学識経験者を講師に招きたい。このためには6月議会で専門的知見の活用の議決及び閉会中の継続審査の議決が必要となる。それに伴い任意の会議体である議会改革検討委員会を特別委員会に位置づけたい。

《委員意見》

- ・専門的知見の活用や特別委員会に位置づけなくてもできる方法はないのか。
⇒単発の講師依頼ではなく、議会改革の取り組みを明確にするため地方自治法の規定に基づき、また正式な議会ルールに基づき、専門的知見者から継続的に助言をもらいたい。
- ・講師は誰がよいのか。
⇒議会改革について継続的にみてもらえる方がよい。
例えば、本市議会の実情を知っている山梨学院大学の江藤教授、明治大学の牛山教授、東京財団研究員の中尾氏など。他に講師候補者があれば連絡を願う。
⇒複数の方が多様な意見を聞いた方がよいのでは。複数とのアドバイザー契約など。
⇒講師選出は委員長から議長報告し、議会運営委員会に諮る。
- ・今後のスケジュール表を議員に配布いただきたい。(基本条例以外の例規等を含む。)